

○ 経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後	改正前
<p>第2 資金の内容</p> <p>本資金の内容については、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「公庫法」という。）別表第5第1号の2及び平成20年9月30日財務省・農林水産省告示第36号（株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）の第1号ないし第4号、第10号及び第18号並びに平成20年9月30日財務省・農林水産省告示第35号（株式会社日本政策金融公庫法附則第35条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件。以下「暫定利率を定める告示」という。）に定めるもののほか、この要綱に定める事項に即して株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が定めるところによるものとする。</p> <p>I 経営改善</p> <p>1 貸付金の使途</p> <p>農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）に定める経営改善資金計画（以下単に「経営改善資金計画」という。）に基づいて農業経営の改善を図るのに必要な次の(1)から(10)までの資金</p> <p>ただし、2の(4)、(6)又は(7)に掲げる者に対する貸付けにあっては、農業近代化資金（基本要綱第2の1に定める農業近代化資金をいう。）では対応が困難な場合に限る。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>第2 資金の内容</p> <p>本資金の内容については、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「公庫法」という。）別表第5第1号の2及び平成20年9月30日財務省・農林水産省告示第36号（株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）の第1号ないし第4号、第10号及び第18号並びに平成20年9月30日財務省・農林水産省告示第35号（株式会社日本政策金融公庫法附則第35条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件。以下「暫定利率を定める告示」という。）に定めるもののほか、この要綱に定める事項に即して株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が定めるところによるものとする。</p> <p>I 経営改善</p> <p>1 貸付金の使途</p> <p>農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）に定める経営改善資金計画（以下単に「経営改善資金計画」という。）に基づいて農業経営の改善を図るのに必要な次の(1)から(11)までの資金</p> <p>ただし、2の(4)、(6)又は(7)に掲げる者に対する貸付けにあっては、農業近代化資金（基本要綱第2の1に定める農業近代化資金をいう。）では対応が困難な場合に限る。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金（2の(1)に掲げる者のうち、農業の生産工程の一部又は全部を請け負う事業を営む者（以下「農業サービス事</u></p>

(5)～(8) (略)

(9) 農業経営の改善によって必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金（民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生計画の認可を受けた者又は私的整理ガイドラインに沿った私的整理を行う者の行うもの（以下「事業再生支援資金」という。）並びに2の(3)、(4)及び(6)に掲げる者の行うものに限る。）

(10) 農業を営む者が構成員として法人に参加するために必要な資金（2の(7)に掲げる者の行うものに限る。）

## 2 貸付対象者

貸付対象者は(1)から(8)までに掲げる者とする。

(1) 農業を営む者であって、次のアからエまでに掲げる要件の全てを満たすもの（以下「主業農業者」という。）  
なお、事業再生支援資金を借り入れる場合にあつては、次のオ及びカの要件を追加し、追加する要件の全てを満たさなければならないものとする。

ア～カ (略)

(2) (略)

(3) 農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者（同法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）、認定新規就農者、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織、市町村基本構想（農業

業体」という。）の行うものに限る。）

(注) 決算の際に、無形固定資産又は繰延資産とされるものに限る。

(6)～(9) (略)

(10) 農業経営の改善によって必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金（民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生計画の認可を受けた者又は私的整理ガイドラインに沿った私的整理を行う者の行うもの（以下「事業再生支援資金」という。）並びに2の(1)（農業サービス事業体に限る。）、(3)、(4)及び(6)に掲げる者の行うものに限る。）

(11) 農業を営む者が構成員として法人に参加するために必要な資金（2の(6)に掲げる者の行うものに限る。）

## 2 貸付対象者

貸付対象者は(1)から(8)までに掲げる者とする。

(1) 農業を営む者であつて、次のアからエまでに掲げる要件の全てを満たすもの（農業サービス事業体であつて、次のア、イ及びエに掲げる要件を満たすものを含む。以下「主業農業者」という。）

なお、事業再生支援資金を借り入れる場合にあつては、次のオ及びカの要件を追加し、追加する要件の全てを満たさなければならないものとする。

ア～カ (略)

(2) (略)

(3) 農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者（同法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織をい

経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。)に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者。以下「目標地図に位置付けられた者」という。)及び地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者(10年後の農業経営の継続意向(経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等)及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出し、かつ、生産の効率化等に取り組む旨の証明を受けたものに限る。以下「継続的農地利用者」という。)

- (4) 原則として5年以内に、認定農業者(農業経営基盤強化促進法第12条に規定する農業経営改善計画(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の5に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)第3条に規定する果樹園経営計画を含む。)の認定を受けたもの。)となる計画を有する農業を営む法人であって経営開始後決算を2期終えていないもの(経営改善資金計画に基づき1の(1)から(9)までの資金を借り入れる場合に限る。以下「農業参入法人」という。)
- (5) (略)
- (6) 次に掲げる要件の全てを満たす法人格を有しない任意団体であって農業を営む者(経営改善資金計画に基づき1の(1)から(9)までの資金を借り入れる場合に限る。以下「集落営農組織」という。)  
ア～オ (略)
- (7) (6)に掲げる者が法人化するとき当該法人の構成員として参加する農業を営む者(経営改善資金計画に基づき1の(10)の資金を借り入れる場合に限る。)

う。)、市町村基本構想(農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。)に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者。以下「目標地図に位置付けられた者」という。)及び地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者(10年後の農業経営の継続意向(経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等)及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出し、かつ、生産の効率化等に取り組む旨の証明を受けたものに限る。以下「継続的農地利用者」という。)

- (4) 原則として5年以内に、認定農業者(農業経営基盤強化促進法第12条に規定する農業経営改善計画(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の5に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)第3条に規定する果樹園経営計画を含む。)の認定を受けたもの。)となる計画を有する農業を営む法人であって経営開始後決算を2期終えていないもの(経営改善資金計画に基づき1の(1)から(10)まで(5を除く。)の資金を借り入れる場合に限る。以下「農業参入法人」という。)
- (5) (略)
- (6) 次に掲げる要件の全てを満たす法人格を有しない任意団体であって農業を営む者(経営改善資金計画に基づき1の(1)から(10)まで(5を除く。)の資金を借り入れる場合に限る。以下「集落営農組織」という。)  
ア～オ (略)
- (7) (6)に掲げる者が法人化するとき当該法人の構成員として参加する農業を営む者(経営改善資金計画に基づき1の(11)の資金を借り入れる場合に限る。)

(8) (略)

3・4 (略)

5 償還期限(据置期間)

償還期限25年以内(うち据置期間3年(果樹の新植、改植又は育成に必要なものについては10年、認定新規就農者が認定就農計画に従って行う農地等の取得に必要なものについては5年)以内)

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第121条第1項に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第132号)第12条第1項に規定する者であって、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震(以下「地震」という。)に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者にあつては、償還期限28年以内(うち据置期間6年(果樹の新植、改植又は育成に必要なものについては13年以内)とする(令和7年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。))。

6 (略)

II 負担軽減

1～4 (略)

5 償還期限(据置期間)

償還期限25年以内(うち据置期間3年以内)

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第121条第1項に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令第12条第1項に規定

(8) (略)

3・4 (略)

5 償還期限(据置期間)

償還期限25年以内(うち据置期間3年(果樹の新植、改植又は育成に必要なものについては10年、認定新規就農者が認定就農計画に従って行う農地等の取得に必要なものについては5年)以内)

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第121条第1項に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第132号)第12条第1項に規定する者であって、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震(以下「地震」という。)に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者にあつては、償還期限28年以内(うち据置期間6年(果樹の新植、改植又は育成に必要なものについては13年以内)とする(令和6年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。))。

6 (略)

II 負担軽減

1～4 (略)

5 償還期限(据置期間)

償還期限25年以内(うち据置期間3年以内)

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第121条第1項に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令第12条第1項に規定

する者であって、地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者にあつては、償還期限28年以内（うち据置期間6年以内）とする（令和7年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。）。

6 その他

(1) 経営改善計画に基づき再建整備資金又は償還円滑化資金とIの1の(1)から(9)（事業再生支援資金を除く。）までの資金を併せて貸し付ける場合については、当該資金のそれぞれにつきIの経営改善で定める貸付条件を準用する。

(2)・(3) （略）

する者であって、地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者にあつては、償還期限28年以内（うち据置期間6年以内）とする（令和6年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。）。

6 その他

(1) 経営改善計画に基づき再建整備資金又は償還円滑化資金とIの1の(1)から(10)（事業再生支援資金を除く。）までの資金を併せて貸し付ける場合については、当該資金のそれぞれにつきIの経営改善で定める貸付条件を準用する。

(2)・(3) （略）

附 則 （令和6年3月29日5経営第3168号）

この通知は、令和6年4月1日から施行する。